

議案第61号

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月19日提出

大田原市長 相馬 憲一

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
(大田原市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 大田原市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に、「基づき、同項の」を「よる」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

第3条第1項中「25人」を「25名」に改める。

第5条第4項中「、又は」を「又は」に改める。

(大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」を「より」に改める。

第2条第3号中「基づき」を「よる」に改める。

第6条第2項中「に掲げる要件の全てを満たす」を「のいずれにも該当する」に改める。

第16条第1項中「の各号」を削る。

第18条中「の各号」を削り、同条第11号中「その他家庭的」を「前各号に掲げるもののほか、家庭的」に改める。

第22条中「に掲げる要件を全て満たす」を「のいずれにも該当する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条中「の各号」を削る。

(大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」を「より」に改める。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第1号中「保育要領（）」の次に「平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号。」を加え、「基づき」を「より」に改め、同項第3号中「幼稚園教育要領（）」の次に「平成29年文部科学省告示第62号。」を加え、「第25条」を「第25条第1項」に、「基づき」を「より」に改め、同項第4号中「基づき」を「より」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第11号中「その他特定教育」を「前各号に掲げるもののほか、特定教育」に改める。

第32条第1項中「定める」を「掲げる」に、同条第3項中「採った」を「とった」に改める。

第34条第2項第5号中「採った」を「とった」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第42条第2項中「次に掲げる要件の全てを満たす」を「次の各号のいずれにも該当する」に改める。

第44条中「基づき」を「より」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第46条第11号中「その他特定」を「前各号に掲げるもののほか、特定」に改める。

第48条中「その他の」を「その他」に改める。

第49条第2項第5号中「採った」を「とった」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条

第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第4条 大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「において使用する用語」を加える。

附則第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。